

(別紙)

令和7年度宅配ボックス購入費補助金 チェックシート

申請書の提出日を記入

記載例

申請者の氏名を記入

令和7年4月25日

申請期限:令和8年2月27日(金) (郵送の場合、消印有効)

申請者氏名

甲府 太郎

申請にあたり、次の確認・同意・誓約事項について確認・同意・誓約の上、「申請者✓欄」に✓を記入のうえ、申請書と併せて提出してください。

内容をご確認のうえ、チェックしてください。

| No. | 確認・同意・誓約事項                                                                                                                      | 申請者<br>✓欄 | 受付者<br>✓欄 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 1   | 宅配荷物等の受け取りを目的とした仕様の製品であり、宅配物を安全に保管できるものである。(手作りやコンテナを改良したものではない。)                                                               | ✓         |           |
| 2   | 令和7年4月1日以降に購入した宅配ボックスである。<br><b>※領収書等の日付が令和7年4月1日以降</b>                                                                         | ✓         |           |
| 3   | 鍵、ダイヤル錠等により正当な受取人のみが受領できる <b>盗難防止機能を有した</b> 宅配ボックスである。                                                                          | ✓         |           |
| 4   | 申請者が、申請日において本市に居住し、住民基本台帳に登録されている。                                                                                              | ✓         |           |
| 5   | 申請者が居住する市内の住宅(No.4の住民基本台帳に登録された場所と同一のものに限る)に宅配ボックスを設置している。                                                                      | ✓         |           |
| 6   | 宅配ボックスを設置する敷地又は住宅が、自ら所有するものでない場合は、所有者等から設置の同意を得ている。                                                                             | ✓         |           |
| 7   | 補助対象宅配ボックスについて、国、本市又は他の地方公共団体から購入又は設置に係る費用の補助を受けていない。                                                                           | ✓         |           |
| 8   | 甲府市暴力団排除条例(平成24年3月条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない。                                    | ✓         |           |
| 9   | 同一世帯で重複申請はない。(令和6年度を含む)                                                                                                         | ✓         |           |
| 10  | 申請額は、 <b>ポイント等を差し引いた後の</b> 宅配ボックス購入費用 <b>(税抜)</b> で、設置費、運搬費、工事費を除いた額の <b>1/2(1,000円未満切り捨て)</b> を正しく記載している。<br><b>※上限10,000円</b> | ✓         |           |
| 11  | 補助対象経費が分かる領収書又はレシートの写しを添付した。(領収日、申請者氏名、金額及び消費税等の内訳、製品名・品番、領収者(購入店・通販サイト)名が記載されているもの)<br><b>※領収書の宛名=申請者</b>                      | ✓         |           |
| 12  | 宅配ボックスの設置状況及び鍵などの盗難防止機能があることが確認できる写真を添付した。                                                                                      | ✓         |           |
| 13  | 申請者の <b>振込先金融機関名、口座名義(カナ)及び口座番号</b> が分かる書類(預金通帳等の写し)を添付した。<br><b>※振込先口座名義=申請者</b>                                               | ✓         |           |
| 14  | <b>申請者の本人確認書類</b> (マイナンバーカード、運転免許証、各種健康保険の資格確認書等 ※下記参照)の写しを添付した。                                                                | ✓         |           |
| 15  | 市から当該補助事業に関する必要な事項について報告を求められた場合は、速やかに対応する。                                                                                     | ✓         |           |
| 16  | 本補助金の交付事務に必要なとされる内容に関し、市職員が住民基本台帳に関する情報を確認することに同意する。                                                                            | ✓         |           |
| 17  | 荷物あるいは宅配ボックスそのものの盗難や苦情、トラブル等(宅配事業者との荷物の受け取りに関するケースを含む)に対し、いかなる理由があっても、市がその責任を負わないことに同意する。                                       | ✓         |           |
| 18  | 申請内容及び添付書類に虚偽はない。                                                                                                               | ✓         |           |
| 19  | 補助事業により取得した <b>5万円(税抜)を超える</b> 宅配ボックスについては、金属製のものは3年、その他のものは2年を経過するまでは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはない。  | ✓         |           |

※本人確認書類 (以下の1点もしくは2点の写し) ※いずれも有効期限内のものに限る。

【1点提示でよいもの】

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(顔写真付き)、在留カードなど国又は地方公共団体の機関が発行した資格証及び証明書(顔写真の貼付されたもの)

【2点以上必要となるもの】

①健康保険資格確認書、年金手帳、高齢受給者証、介護保険被保険者証など法律の規定により国又は地方公共団体の機関が発行したもの

②(1)社員証・学生証(顔写真付き)など国又は地方公共団体の機関以外で発行したもの

(2)本人名義の預金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど(取得時に本人確認を行い、かつ改ざん防止の措置を施したもの)

注)①から2点 または ①と②の2点による組み合わせとなります。②からの2点の組み合わせは不可となります。

※宅配ボックス購入費補助金申請においては、上記【2点以上必要となるもの】の②(2)本人名義の預金通帳等の写しの添付が必要であることから、①から1点の添付があれば足ります。